

金融庁における政策評価に関する基本計画

新	旧
<p>10 政策評価の実施体制に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) 政策評価担当組織 政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織は、総務企画局政策課とし、その役割は次のとおりとする。ただし、証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の所掌する事務に関し、<u>に規定する役割については、それぞれ委員会事務局総務検査課及び審査会事務局総務試験室を政策評価担当組織とし、その他の役割については委員会事務局総務検査課及び審査会事務局総務試験室は総務企画局政策課に協力するものとする。</u></p> <p>(同右)</p> <p>(2) 政策所管部局</p> <p>(同右)</p>	<p>10 政策評価の実施体制に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) 政策評価担当組織 政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織は、総務企画局政策課とし、その役割は次のとおりとする。ただし、証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の所掌する事務に関し、<u>に規定する役割については、委員会事務局総務検査課を政策評価担当組織とし、その他の役割については委員会事務局総務検査課は総務企画局政策課に協力するものとする。</u></p> <p>政策評価に関する基本計画、実施計画の策定など政策評価に関する基本的事項の企画及び立案 政策評価における政策所管部局が行う政策評価の実施及び政策評価の結果の政策への反映への支援及び必要な助言の実施 政策評価の実施の取りまとめや公表など政策評価の総括研修の実施等による職員の評価能力の向上や政策評価の手法の研究開発</p> <p>(2) 政策所管部局 政策所管部局の役割は、次のとおりとする。なお、所管する政策が複数の部局にまたがる場合においては、当該政策の主管課等が関係する課等と協議して取りまとめを行い、政策所管部局としての役割を担うものとする。 政策評価の実施（目標の設定、達成度の測定、評価の実施等） 政策評価の結果の政策への反映 所管政策の政策評価の手法（評価の定量化等）の研究開発</p>

また、政策所管部局の調整担当課（総務企画局総務課、検査局総務課及び監督局総務課をいう。ただし、総務企画局企画課及び市場課の所管する政策については企画課とする。また、委員会事務局にあっては総務検査課とし、審査会事務局にあっては総務試験室とする。）は、上記及び に際して部局内の審査及びとりまとめを行うものとする。

（別添）

実績評価における政策・目標一覧（平成15～19年度）

（注）重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載している

ところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

法定任務	基本目標	重点目標	政策
金融機能の安定	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 不良債権問題が正常化されること	主要行の不良債権処理の促進 リレーションシップバンキング（ <u>間柄重視の地域密着型金融</u> ）の機能強化 ___ リスクに対応した実効性のある検査の実施 ___ 効果的なオフサイト・モニタリングの実施 早期警戒制度、早期是正措置制度的な運用等 資本増強行の経営の健全化 ___ 金融機能強化法の適切な運用 ___ システムトラブルへの適切な対応
		(2) 金融機関のリスク管理態勢が確立されていること	___ リスクに対応した実効性のある検査の実施 ___ 効果的なオフサイト・モニタリングの実施 早期警戒制度、早期是正措置制度的な運用等 資本増強行の経営の健全化 ___ 金融機能強化法の適切な運用 ___ システムトラブルへの適切な対応
金融システムの安定が確保されていること	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 金融システムの安定に支障が生じる事態が顕現化せず、安定が維持され、金融機関破綻時において	システミックリスクの未然防止 ___ ペイオフ解禁拡大に係る周知徹底 ___ 円滑な破綻処理のための態勢整備
		(2) 金融システムの安定に支障が生じる事態が顕現化せず、安定が維持され、金融機関破綻時において	システミックリスクの未然防止 ___ ペイオフ解禁拡大に係る周知徹底 ___ 円滑な破綻処理のための態勢整備

また、政策所管部局の調整担当課（総務企画局総務課、検査局総務課及び監督局総務課をいう。ただし、総務企画局企画課、市場課及び信用課の所管する政策については企画課とする。また、委員会事務局にあっては総務検査課とする。）は、上記及び に際して部局内の審査及びとりまとめを行うものとする。

（別添）

実績評価における政策・目標一覧（平成15～19年度）

（新設）

法定任務	基本目標	重点目標	政策
金融機能の安定	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 不良債権問題が正常化されること	主要行の不良債権処理の促進 リレーションシップバンキングの機能強化 ___ 効果的なオフサイトモニタリングの実施 ___ リスクに対応した実効性のある検査の実施 早期警戒制度、早期是正措置制度的な運用等 資本増強行の経営の健全化
		(2) 金融機関のリスク管理態勢が確立されていること	___ リスクに対応した実効性のある検査の実施 早期警戒制度、早期是正措置制度的な運用等 資本増強行の経営の健全化
金融システムの安定が確保されていること	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 金融システムの安定に支障が生じる事態が顕現化せず、安定が維持され、金融機関破綻時において	システミックリスクの未然防止 ___ 新しい公的資金制度の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置 ___ ペイオフ解禁に対する周知徹底
		(2) 金融システムの安定に支障が生じる事態が顕現化せず、安定が維持され、金融機関破綻時において	システミックリスクの未然防止 ___ 新しい公的資金制度の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置 ___ ペイオフ解禁に対する周知徹底

		も混乱なく円滑な処理が 図られること (2) 国際協力を通じて金融 機能の安定が確保されて いること等	国際的な金融監督基準のルール策定等 への貢献 新興市場国の金融当局への技術支援			も混乱なく円滑な処理が 図られること (2) 国際協力を通じて金融 機能の安定が確保されて いること等	円滑な破綻処理のための態勢整備 国際的な金融監督基準のルール策定等 への貢献 新興市場国の金融当局への技術支援
預金者、 保険契約 者、投資者 等の保護		(1) 金融サービスの利用者 保護の仕組みが確保され ていること (2) 国民が各種金融サービ スの特性や利用者保護の 仕組みなどについて理解 していること (3) 金融分野において個人 情報が適切に取り扱われ ていること (4) 企業内容の情報開示が 十分行われていること (5) 電子取引・カード取引の セキュリティが保たれて いること	<u>投資サービスに関する制度整備</u> <u>保険をめぐる諸問題への適切な対応</u> 各種金融サービスの特性や利用者保護 の仕組みなどに係る情報の提供 金融分野における個人情報保護のため の適切な対応 証券取引法に基づくディスクロージャ ーの充実 会計基準の整備を促すことによる企業 財務認識の適正化 公認会計士監査の充実・強化 <u>電子取引・カード取引のセキュリティ</u> <u>向上についての指導及び情報提供</u>	預金者、 保険契約 者、投資家 等の保護	1 国民が金融サ ービスを適切に 利用できること	(1) 金融サービスの利用者 保護の仕組みが確保され ていること (2) 国民が各種金融サービ スの特性や利用者保護の 仕組みなどについて理解 していること (3) 金融分野において個人 情報が適切に取り扱われ ていること (4) 企業内容の情報開示が 十分行われていること	<u>保険におけるセーフティネット等のあ り方についての検討</u> 各種金融サービスの特性や利用者保護 の仕組みなどに係る情報の提供 金融分野における個人情報保護のため の適切な対応 証券取引法に基づくディスクロージャ ーの充実 会計基準の整備を促すことによる企業 財務認識の適正化 <u>公認会計士監査制度の整備・改善</u>

	<p>2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること</p> <p>3 市場が公正であること</p>	<p>(1) 金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること</p> <p>(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること</p>	<p>利用者保護の観点からの厳正で実効性のある検査の実施</p> <p>金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応</p> <p>貸金業者に対する的確な監督</p> <p>証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保</p> <p>証券市場に対する監視機能の強化</p>		<p>2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること</p> <p>3 市場が公正であること</p>	<p>(1) 金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること</p> <p>(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること</p>	<p>利用者保護の観点からの厳正で実効性のある検査の実施</p> <p>金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応</p> <p>貸金業者に対する的確な監督</p> <p>証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保</p> <p>証券市場に対する監視機能の強化</p>
円滑な金融等	<p>(1) 多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること</p> <p>(2) 金融インフラがIT化等に対応したもとなっていること</p> <p>(3) 企業金融が円滑に行われること</p> <p>(4) 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したもとなっていること</p>	<p>個人投資家の参加拡大</p> <p>証券市場等の機能拡充</p> <p>証券決済システムの改革</p> <p>中小企業金融の円滑化</p> <p>地域再生施策との連携</p> <p>郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対応</p>		円滑な金融等	<p>1 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること</p>	<p>(1) 多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること</p> <p>(2) 金融インフラがIT化等に対応したもとなっていること</p> <p>(3) 企業金融が円滑に行われること</p>	<p>個人投資家の参加拡大</p> <p>証券市場の機能拡充</p> <p>証券決済システムの改革</p> <p>中小企業金融の円滑化</p>

2 金融機関の企業活動が活発に行われていること	(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われること (2) 新規参入等を通じて競争が促進されていること	規制改革の着実な実施 金融行政の透明性の向上に向けた情報発信 <u>証券仲介業務の解禁に伴う新規参入への適切な対応</u> <u>信託制度の整備</u>
3 金融機関等が犯罪に利用されないこと	(1) 金融機関等がマネー・ロンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと	マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の強化 <u>ヤミ金融業者等による不正な預金口座利用に対する厳正かつ適切な対応</u>

(削除)

(業務支援基盤整備に係る政策)

分野	課題	政策
1 人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成	専門的研修の実施 <u>民間との情報交流</u>
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化 (2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	行政事務の電子化 専門性の高い調査研究の実施

(削除)

2 金融機関の企業活動が活発に行われていること	(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われること (2) 新規参入等を通じて競争が促進されていること	規制改革推進3か年計画(再改定)の着実な実施 金融行政の透明性の向上に向けた情報発信 <u>信託業のあり方についての見直し</u>
3 金融機関等が犯罪に利用されないこと	(1) 金融機関等がマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に利用されないこと	マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の強化

(注) 重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載しているところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

(業務支援基盤整備に係る政策)

分野	課題	政策
1 人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成	専門的研修の実施
2 情報	(1) 国民サービス向上のための行政の情報化 (2) 行政事務の効率化のための情報化 (3) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	行政手続きのオンライン化の推進 行政事務の電子化 専門性の高い調査研究の実施 <u>金融研究研修センターの機能拡充</u>

(注) 課題を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる課題の下に記載しているところであり、政策によっては他の課題の達成に資することに留意。

（「金融重点強化プログラム」（仮称）の策定）

分野	課題	政策
今後の政策方針	我が国金融セクターを更に充実・強化させ、経済成長の基盤とする	バブル崩壊以来の不良債権問題への対応から脱却した金融行政への積極的転換を図る

（新設）